

令和7年度自動車騒音常時監視業務委託に係る質問への回答

令和7年 7 月14日

No.	質問日	内容	回答
1	R7.7.14	仕様書 I 総則 20 成果品 昨年度までの作業において、「面的評価支援システム」でのエラーチェックで、エラーは無いと理解してよいか。受注後にエラーが発見された場合、昨年度の受注業者の責任で修正する理解でよいか。	昨年度の作業で、エラーは無い状態です。
2	R7.7.14	仕様書 I 総則 20 成果品 昨年度までの作業において、「環境省報告様式」でのエラーチェックで、エラーは無いと理解してよいか。受注後にエラーが発見された場合、昨年度の受注業者の責任で修正する理解でよいか。	昨年度の作業で、エラーは無い状態です。
3	R7.7.14	仕様書 20 成果品 (9)騒音計が計量法第 71 条の条件に合格したものであることを証する書面 計量証明事業者が計量証明事業で騒音計を使用するため(計量証明事業者が計量証明書を発行する)には、検定のみでよいのか。 成果品一覧に「騒音計が計量法第 71 条の条件に合格したものであることを証する書面」とあるが、この書面のみでは検定の有無を示すものに限られ、機器の入手経路(例:レンタル・リース等)によっては、計量証明事業者自身の設備機器か否かが判別しづらい場	「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準」において計量法第 71 条に定める合格条件に適合した騒音計を用いて行うものとされていることから、確認のために提出いただくものです。 また、成果品として計量証明書を提出いただきますが、計量証明書を発行するために必要な検査等は、当然受けているものと考えます。なお、測定にあたっては、仕様書において「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」等に基づき行うこととしています。成果品で求めている以外の証明書等の提出は不要です。

		合もある。また、計量証明書を発行するには、計量法に基づく特定計量器検査証明書(いわゆる検査証)が取得された機器の使用が必要である。 加えて、騒音に係る環境基準の評価マニュアル(道路に面する地域編)において、音響校正器は 3 年を超えない周期で音響校正器の校正を行うことが望ましいとあり、3 年以内に JCSS 等で校正された音響校正器により現場構成を行った騒音計が用いられることが、環境基準に基づく測定の信頼性確保に資するものと受け止める。 これらを踏まえると、計量証明事業者が自動車騒音測定を行い、計量証明書を発行する場合、以下の証明書類が測定の信頼性と妥当性を支える情報として、成果品に適切に含まれることが期待される。 ・音響校正器校正証明書(3 年以内の JCSS 校正証明) ・騒音計検定済証(計量法第 71 条に基づく検定合格の証明) ・特定計量器検査証明書(使用者である計量証明事業者名義の検査証) 他の成果品とは異なり、騒音計に関する項目においては「どの機器が実際に用いられたか」についての履歴が、成果品一覧上では、(騒音計に関する項目のみが、)確認できない構成となっているように見受けられたため、測定機器に関する情報についても、トレーサビリティ確保の観点から、他の成果品と同様に明確に確認できる形で、整理・共有されていると、より一層信頼性が担保されるものとする。 よって、騒音関係(音圧レベル)の環境計量証明事業者が実施する自動車騒音の測定結果に対する成果品としては、信頼性と妥当性の確保のため、これらの証明書が成果品として含まれるべきだと考えられるがいかがか。	
--	--	--	--

4	R7.7.14	仕様書 20 成果品 (5)沿道調査現地結果野帳 自動車騒音常時監視業務における成果品に「沿道調査現地結果野帳」があるが、過去当該野帳が納品されず、現地調査を行った旨の記載と写真 1 枚のみを添付した A4 用紙 1 枚の成果物となっていた事例を確認したことがある。 沿道調査は、仕様書において「住宅地図および現地調査により、沿道両側 50m 内の住宅等の状況を把握し、沿道建物情報を確定する」とあり、現地踏査を通じた情報収集が業務の精度に直結する重要な工程と理解している。 近年では、住宅地図に個人情報の提供を控える世帯も増えており、また地図発行から調査までの間に新築や解体等の変化が生じる可能性もあるため、現地での確認の重要性は一層高まっていると考える。特に、騒音暴露の評価においては、沿道両側の住居等の状況を適切に把握し確定することが前提となるため、本調査が業務の根幹をなすものと理解している。 このような背景から、現時点での正確な情報を反映した「沿道調査現地結果野帳」の納品は、成果品としての信頼性を担保するうえで、極めて重要であると認識している。 なお、仕様書には「検査の結果および成果品納品後に不備や誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行うこと」との記載があるが、過去に現地調査結果野帳の納品がなされなかった事例を踏まえると、仮にこのような未提出が納品後に判明した場合にも、修補(＝提出)を求めることができるという理解でよろしいか。	沿道調査の方法は仕様書のとおりです。契約書第 15 条各項のとおり、検査で合格しないときは、補正を行い、再検査に合格後、成果品を引き渡していただきます。
5	R7.7.14	契約書 第5条 再委託の禁止 本業務委託における再委託禁止にて、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。とあるが、再委託不可の範囲は明示されているか。	契約書第 5 条、契約書別記個人情報取扱特記事項第 9 条において、委託者の事前の書面による承諾がある場合を除き、再委託は禁止としています。承諾については、具体的な内容をもって協議させていただきます。

		個人情報保護に係る責任体制報告書の提出等が求められている中で、仕様書に「再委託禁止」という項目は記載されていないが、基本的に細心の注意を払うため(例えば各現地調査を他へ委託しないよう)、本業務委託は再委託禁止と考えてよい。 本業務委託においては再委託が原則禁止とされ、「ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない」との規定がありますが、この「承諾」が意味する運用上の位置づけや、再委託不可の範囲について確認したい。 特に、騒音調査や面的システム設定といった、専門性と一貫性を要する工程については、自動車騒音常時監視に関する知見を有する環境計量証明事業所による自社実施が基本と理解している。 これらの工程を含む中核業務について、例外的に再委託を認める場合は、例えば大地震のような突発的な自然災害や、コロナをはじめとする感染症等により、受託側の業務遂行体制が一時的に著しく損なわれた場合など、緊急かつ限定的なケースに限られるべきかと考える。 その意味で、「書面による承諾」の実務的な運用範囲や判断基準について、ご教示いただきたい。	
--	--	---	--